

2020 年 4 月 17 日

保護者の皆さま

大津あいあい保育園
園長 下村 和美

緊急事態宣言の発令に伴う特例保育の実施について

日頃より、園運営の為に何かとご理解ご協力頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保護者の皆さまには家庭保育の協力をお願いしてきましたが、この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国の都道府県に対して発令されたことに伴い、当園といたしましても、緊急事態宣言終了までの間、限定的な保育を実施することと致します。

ただし、社会機能を維持するために就業の継続がどうしても必要な方については、特例的に保育を実施致しますので、下記により手続きをお願いします。

保護者の皆さまにおかれましては、今回の対応についてご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 特例保育実施期間

2020 年 4 月 20 日（月）～緊急事態宣言終了までの間（当面 5 月 6 日まで）

2 特例的に保育を実施する世帯

【条件】 *保護者全員が以下①～④に該当し、なおかつ在宅勤務や休暇等の調整がつかない世帯。

- ①医療従事者（病院、薬局に勤務するなど医療体制の維持に関する業務に従事する者）
- ②老人福祉施設や障がい者支援施設など、支援が必要な方々の保護の継続に関する業務に従事する者
- ③インフラ（電気・ガスなど）や飲食料品、生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に関する業務に従事する者
- ④警察、消防、鉄道、保育など、社会の安定の維持に関する業務に従事する者

3 特例保育の申し込み及び保育時間等

- ・特例保育が必要な方は、『特例保育利用申請書』を4月20日（月）までにご提出ください
- ・特例保育中の保育時間は、午前7時～午後6時までです。（延長保育はありません）
特例保育を利用される際も、保育時間の短縮にご協力ください。
- ・特例保育中は、食事の提供をしません。保育園を利用される方はお弁当を持ってくるください。

4. 保育料・食費

この間の保育料、食費は欠席に応じて減額します。

5. 園児または同居の家族が新型コロナウイルスに感染した時

- ・他機関に相談する必要があります。速やかにご連絡ください。感染の疑いがある場合もお知らせください。

6・その他

- ・職員の出勤も最低限に抑え、感染のリスクを少しでも回避できるように努めます。

以上

*共にウイルスから身を守り、命を守る行動をとって頂きますよう、なお一層のご理解ご協力を願ひ申し上げます。